

発議第3号

ロシアのウクライナ侵略を強く非難し、政府に対し平和的な解決に
向け毅然とした対応を求める意見書について

このことについて、地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年3月9日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一様

提出者	嬉野市議会議員	田中 政司
賛成者	嬉野市議会議員	梶原 瞳也
賛成者	嬉野市議会議員	芦塚 典子
賛成者	嬉野市議会議員	森田 明彦
賛成者	嬉野市議会議員	増田 朝子
賛成者	嬉野市議会議員	川内 聖二
賛成者	嬉野市議会議員	宮崎 良平
賛成者	嬉野市議会議員	山口 虎太郎
賛成者	嬉野市議会議員	諸井 義人
賛成者	嬉野市議会議員	諸上 栄大
賛成者	嬉野市議会議員	山口 卓也
賛成者	嬉野市議会議員	阿部 愛子
賛成者	嬉野市議会議員	古川 英子
賛成者	嬉野市議会議員	大串 友則
賛成者	嬉野市議会議員	水山 洋輔

理由 ロシアのウクライナ侵略を強く非難するとともに、日本政府に対し一刻も早い平和的解決に向け、国際社会と緊密に連携をとり、全力を尽くすことを要請するため、意見書を提出する。

ロシアのウクライナ侵略を強く非難し、政府に対し平和的な解決に
向け毅然とした対応を求める意見書（案）

去る2月24日、ロシアは、ウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、ウクライナの主権を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の違反であり、
国連憲章に反するものである。この事態は、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であ
り、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。どのような国際問題においても、武力行使
による解決は断じて認められず、強く非難せざるを得ない。

また、ロシアは、核戦力の使用さえも辞さないと示唆しており、このことはウクライナ
だけでなく、全世界の脅威であり断じて容認できない。

「非核平和都市宣言」を掲げる嬉野市の議会としては、一刻も早くウクライナの国土が
保全され、ウクライナ国民に平穏な日常が取り戻されることを願うものである。

日本政府におかれても、国際社会と緊密に連携をとり、あらゆる平和的な手段を講じ、
ロシア軍の即時攻撃停止及び部隊の撤退を実現させ、今後、このような武力侵攻が国際社
会で起こらないよう、全力を尽くされることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月9日

佐賀県嬉野市議会

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
外務大臣 林 芳正 様
経済産業大臣 萩生田 光一 様
防衛大臣 岸 信夫 様